

防災会からのお知らせ



緊急車両が通れない！！



昨年の6月10日未明、岐阜県可児市の団地で3人が焼死する火災が発生しました。このとき、6台の消防車が緊急出動。しかし、そのうち2台の消防車は団地内の路上駐車に通行を妨げられ、火災現場への到着が遅れました。

もし、マンション内の路上駐車がなかったら…被害は少なくてすんだかもしれません。

グリーンシティでも、このようなことが起こる可能性が大いにあります。尊い命を危険にさらす違反駐車。我々は、いつまで違反駐車に命を危険にさらされなくては、ならないのでしょうか。

また、常に横断歩道の上に駐車している車両がありますが、いくら一時駐車届書を置かれていても番号の付記された所定の位置に置かなければ違反駐車車両と同様です。横断歩道に駐車すると、歩行者は横断歩道を渡れず、仕方なく危険な車道を横断してしまうのです。マンション内は道交法に引っかからないと思っていても、緊急時、災害時に車両が原因で、緊急活動ができないときには、車両使用者並びに車両所有者に賠償責任が発生します。

お忘れなく。

また、一時駐車届書を使用して駐車する際は、必ず運転席側ダッシュボードの上の外からよく見える位置に置き、訪問先の棟室番号、氏名、電話番号を書き込んでください。

「ちょっとの間だけだから」「いつもここに止めてるから」みなさんはそんな軽い気持ちで、違反駐車と知っていながら、道路に車を止めていませんか。

こうした違反駐車は、交通事故を引き起こし、人の尊い命を奪うのです。